

長野県松本あさひ学園指定管理者候補者の選定結果

県民文化部こども・家庭課

長野県松本あさひ学園については、令和2年7月より指定管理者を公募しておりましたが、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

記

1 施設名

長野県松本あさひ学園

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する心理学的治療及び生活指導に関する業務
- (3) 退所者に対する相談その他の援助に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付帯する業務

3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
- (2) 所在地
長野県長野市若里七丁目1番7号
- (3) 代表者名
理事長 和田 恭良

4 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

5 選定方法等

- (1) 公募・非公募の別
公 募
- (2) 公募期間
令和2年7月16日～令和2年9月3日
- (3) 応募者名
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
- (4) 選定委員会による選定
令和2年9月15日に「長野県松本あさひ学園指定管理者選定会議」を開催し、指定管理者候補者を決定しました。

6 選定会議における採点結果

審査基準	(社福) 長野県社会福祉事業団 (候補者)	
	配点	
施設の運営方針の内容	20	15.3
収支計画の内容	10	7.0
指定管理料	10	10.0
サービスの内容	30	23.0
施設管理の内容	20	14.7
安定的な経営基盤の内容	10	7.7
計	100	77.7

7 選定理由

候補者：社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

審査点：77.7点

選定理由：・複雑な課題を抱えた入所児童に対して、一人ひとりに寄り添う支援が展開されている。

・基本協定書及び仕様書などのマニュアルに準拠したPDCAサイクルが実施されており、やや硬直性もみられるが一貫性があり安定している。

・これまでに蓄積したノウハウを活かして、利用者のニーズに応えるサービスの提供が期待できる。

8 指定議案提出予定時期

令和2年11月議会